

「画像の意匠」に係る意匠審査基準の改訂について（案）

1. 画像意匠の保護

現行意匠法において、意匠は、「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第 2 条第 1 項）と定義されており原則として物品の形状等を保護対象としている。

このため、これまで、画像デザインの保護ニーズの高まりに対し、物品の形状等の保護の範囲内で画像デザインの保護が図られるよう、意匠制度の見直しが行われてきた。

まず、平成 10 年の意匠法改正では、部分意匠制度（同法第 2 条第 1 項）が導入されたことに伴い、物品の表示画面を部分意匠として登録することが可能になった。ここで保護対象とされるのは、それがなければ物品自体が成り立たない画面デザイン（液晶時計の時刻表示部等）に限定される。

また、平成 18 年の意匠法改正において第 2 条第 2 項が新設され、操作画像（物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像）が意匠法の保護対象に追加された。この改正により保護対象に追加されたのは、物品又は物品と一体として用いられる物品（ディスプレイ等）に表示される操作画像に限られる。

このように、現行意匠法では、権利範囲を明確化する観点から、保護対象となる意匠と物品との関連性を強く求めてきた。しかしながら、近年の IoT 等の新技術の浸透に伴い、画像については、物品との関連性による制約が実態と合わなくなっている。

こうした状況を踏まえ、操作画像や表示画像については、画像が物品（又はこれと一体として用いられる物品）に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当であるとの指摘があり、令和元年の意匠法改正により画像が意匠法の保護対象に加えられることとなった。

なお、同改正において、壁紙等の装飾的な画像や、映画・ゲーム等のコンテンツ画像等は、画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、これらの画像については、意匠法に基づく独占的権利を付与して保護する必要性が低いと考えられることから、意匠法の保護対象には追加しないこととされた。

2. 令和元年の意匠法改正による画像意匠の保護

令和元年の意匠法改正により、意匠法第 2 条第 1 項が改正され、これまで意匠法上の「意匠」とされてきた、「物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合」と同列のものとして、「画像」が加えられた。この画像については、全ての画像を指すのではなく、同項括弧書きにあるように、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその

機能を発揮した結果として表示されるもの」に限られる。

(定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2・3 (略)



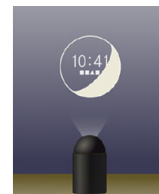
「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)



「アイコン用画像」
(注) 操作ボタンを兼ねる場合



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」(壁に投影された画像)

(参考) 新たに保護対象となる画像の例



複写機

基本設定	操作の簡便性	使用人への配慮
白黒/カラー	100%	機能
フルカラー	100%	機能
コピー	100%	機能
印刷	100%	機能

【表示部分拡大図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図及び表示部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。



【正面図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

電子メトロノーム

(参考) 令和元年改正以前から保護されていた、物品の部分に画像を含む意匠の例

3. 令和元年意匠法改正による画像意匠に関する改正の施行時期

令和元年意匠法改正による画像意匠に関する改正の施行時期については、改正法の公布（令和元年 5 月 17 日）から 1 年以内の政令で定める日とされている。

4. 新たに保護される画像意匠等の出願手続きについて検討すべき事項【審議事項】

(1) 意匠法上の意匠に該当する意匠

画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、令和元年意匠法改正により新たに加わった、画像意匠、すなわち、物品から離れた画像自体として保護を受ける方法と、改正以前から認められていた、物品の表示部に表示された、物品の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法との大きく 2 通りがあ

る。

このうち、物品等の部分としての画像を含む意匠を構成する画像には、これまで同様の要件が課される。

令和元年法改正で新たに保護対象となった画像意匠として認められるものには、「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」が挙げられているが、画像の中にはこれらを組み合わせたものもあり、機器の操作の用に供されるものにも機器がその機能を発揮した結果として表示されるものにも該当する画像についても、画像意匠として意匠法上の意匠に該当することが適当である。なお、画像意匠として認められる場合は、当該画像を表示させるためのデータが物品にインストールされていることや、画像がどのような物品等に表示されるかについては問われない。

この、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に該当しない画像としては、テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像が挙げられる。これらは、画像が関連する機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではないことから、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠法上の意匠を構成するものとは認められないこととすべきではないか。

コンテンツ表示部分を有する画像であっても、コンテンツ表示部等以外の部分が「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に該当する場合は、画像全体として意匠登録を受ける意匠となり得る。出願中にコンテンツが表示された状態で「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に当たる画像を含む意匠が出願された場合は、願書の説明等を総合的に判断すると、画像の中にコンテンツ表示部と明確に判断できる部分があり、そのコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもののようなもの（意匠法第5条）に該当しないのであれば、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用可能な意匠と判断すべきではないか。ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないもの取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。他方、コンテンツか否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は、意匠が具体的にないものと判断することが適当ではないか。

（２）意匠ごとの出願と認められる意匠の単位

画像には、表示画面全体に相当するものから、画像を構成する個々の要素ま

で、様々なものが混在している。物品の流通の単位として認められるための要件等を考慮すると、画像が、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、何らかの「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものである場合には。意匠ごとの意匠となり得るものとすべきではないか。すなわち、画面全体を出願の単位とする画像だけでなく、ウィンドウ単位や、アイコン単位、チェックボックスやインジケータ等の、GUI にモジュールとして組み込まれる構成部品単位であっても、一の意匠としての創作のまとまりがあり、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に該当するのであれば、意匠ごとの出願と認め得ることとすべきではないか。

一方、アイコンの一部分（部分意匠の場合を除く）が不完全な状態で示された場合や、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」とはいえない、専ら標章等の意味合いのみを持つアイコン等は、そのみでは意匠法上の意匠とはいえないものとすべきではないか。

（３）一体として用いられる他の物品に表示される画像

現行意匠法において、意匠法第 2 条第 2 項で定められる「物品の操作の用に供される画像」については、物品の表示部に表示される場合だけでなく、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」についても当該物品の部分として認めている。例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像などがこれに該当する。

令和元年法改正では、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」が物品の部分として認められる旨の規定が削除された。一方、当該操作画像は、物品から離れた画像の意匠として保護を受けることが可能であり、また、本体と画像の両方に形態的な関連性があり、いずれも意匠登録を受けようとする部分が含まれていれば組物の意匠として保護を受けることが可能である。このように、意匠登録出願の中に本体と画像がいずれも示された場合は、物品の意匠と画像の意匠の複数の意匠に係る出願と考えられることから、物品の部分として「これと一体として用いられる物品に表示される」操作画像については、物品と、画像とに分けるか、物品と画像の組物の出願のいずれかが認められる旨を審査基準上に明記してはどうか。

（４）画像の組物の意匠

画像意匠は、組物の意匠を構成するものとされていることから、組物全体として統一がある場合等、組物の意匠の要件を満たすのであれば、画像と画像からなる組物の意匠、画像と物品からなる組物の意匠、画像と建築物からなる組物の意匠についても認められることとしてはどうか。また、この基準については、現行

の組物の基準を画像に適用させたものとするべきではないか。

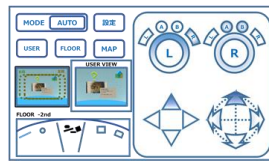
(参考) 令和意匠法改正後の意匠法第 8 条

(組物の意匠)

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。



仮想空間用情報表示画像



仮想現実ソフト管理用画像

【意匠に係る物品】

一組の画像セット

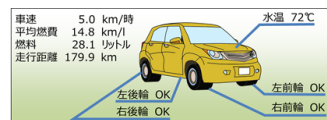
【意匠に係る物品の説明】

「仮想空間用情報表示画像」は、海中を模した仮想空間内で様々な閲覧対象情報を表示するための画像であり、「仮想現実ソフト管理用画像」はその表示情報の管理をするための操作用画像である

(参考) 複数の画像からなる組物の意匠の例



【斜視図】
乗用自動車



【画像図】
乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】

一組の運輸機器セット

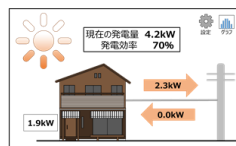
【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

(参考) 物品と画像からなる組物の意匠の例



【正面図】
太陽光発電パネル付き家屋



【画像図】
発電量表示用画像

【意匠に係る物品】

一組の建築物

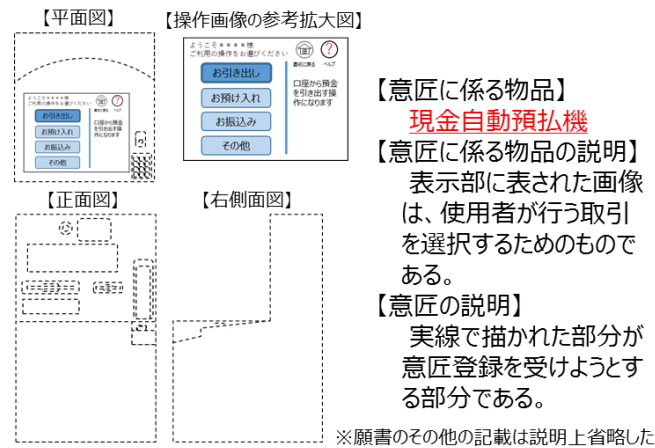
【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

(参考) 建築物と画像からなる組物の意匠の例

(5) 願書における「画像の用途」の記載

現行意匠法において、物品の部分として物品に表示等された画像について意匠登録を受ける場合は、願書の【意匠に係る物品】の欄には、画像が表示等される物品の名称を記載することとなっている。令和元年の意匠法改正後であっても、物品の部分として表示等された画像について意匠登録を受ける場合は同様となる。



(参考) 物品の部分として画像を含む意匠の出願の例

令和元年の意匠法改正において新たに保護対象に加えられた、物品に化体しない画像については、改正意匠法第 6 条第 1 項に、願書に画像の用途を記載しなければならない旨が規定されている。

(意匠登録出願)

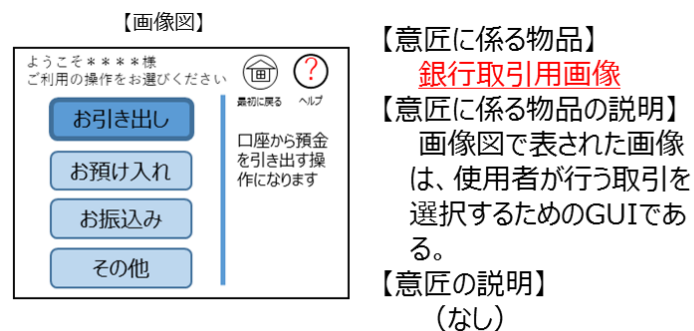
第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

2～7 (略)

これを踏まえると、新たに保護対象に加えられた、(物品から離れた) 画像意匠について保護を受ける場合は、原則願書の【意匠に係る物品】の欄において、画像、又は G U I の前にその用途を記載した「〇〇用画像」又は「〇〇用 G U I」等と示すことにより、画像の用途を明らかにするものとしてはどうか。



(参考) 画像意匠の出願の例

令和元年の意匠法改正において、物品から離れた画像として新たに保護対象に加えられたものは、画像全般ではなく、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られることから、【意匠に係る物品】の欄に単に「画像」と記載し、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」であるか否かが明らかでない場合又は画像の用途が明らかでない場合は、意匠が具体的でないものとして扱うものとしてはどうか。

なお、画像の用途は願書の【意匠に係る物品】の欄の記載を通じて明らかにすることが基本であるが、【意匠に係る物品】の欄の記載のみではその用途を判断することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面の記載から総合的に判断すると用途が明らかである場合は、その用途に基づき審査を進めることとする。

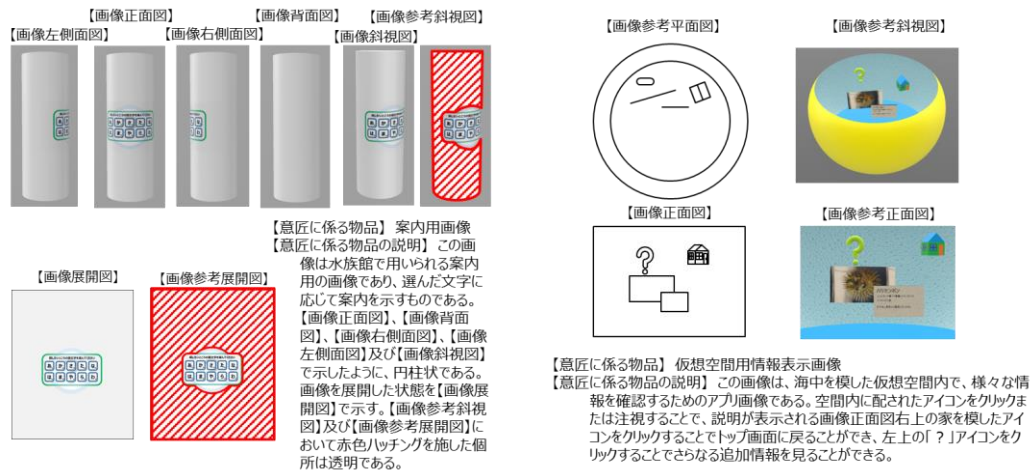
（６）画像の表現方法

これまで、物品に表示等される画像について意匠登録を受ける場合、願書に添付する図面は、部分意匠である場合も、物品全体を示すことを基本としていた。

また、平成 18 年の意匠法改正で「物品と一体として用いられる物品（ディスプレイ等）に表示される操作画像」について保護を受けることができるようになったが、この場合は、物品自体に保護される画像が表示されないことから、物品を示す一組の図面に加え、【画像図】を用いて当該操作画像を示すこととされた。この時、【画像図】には（意匠登録を受けようとする物品と一体として用いられる）物品の形状を示す必要はなく、表示される画像のみを示すこととされた。

令和元年の意匠法改正で新たに保護対象に加えられた、物品に化体しない画像については、物品の形状が存在しないことや、従前の【画像図】において、物品を表さず、画像のみを表していた意匠の実務の運用を考慮し、【画像図】を用いて保護を受けようとする画像を示すこととしてはどうか。

また、近年、仮想現実（Virtual Reality: VR）技術や、拡張現実（Augmented Reality: AR）技術、プロジェクションマッピング技術、立体的なディスプレイの製造技術等、情報処理能力や画像の表現手法の向上により、立体的な性質を持つ画像も多く存在している。このような場合、【画像図】のみでは当該画像を十分に表現することは難しいことから、【画像正面図】、【画像右側面図】等「画像○○図」という表現で画像を特定する。保護を受けようとする画像を十分に表現するためには展開図を示す必要がある場合は、あわせて【画像展開図】を用いることとしてはどうか。



(参考) 立体的な画像及びVR画像の図面表現の例

5. 画像意匠の、改正に伴い基準を整備すべき事項【審議事項】

(1) 物品の部分意匠として意匠登録を受けようとする画像を含む意匠と、物品から独立した画像の類否判断

物品の部分意匠として意匠登録を受けようとする画像を含む意匠と、物品から独立した画像の意匠について、これらの間における用途及び機能の類似性について、両意匠の機能、用途を考慮して類否判断を行う案（案1）と、物品の意匠と画像の意匠とは類似しないものと扱う案（案2）が挙げられる。

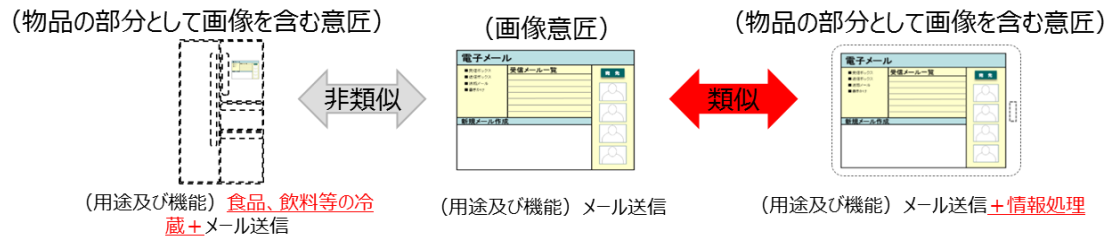
案1：（物品から独立した）画像意匠と、物品の部分として画像を含む意匠を比較する場合に、「画像」と「画像＋物品」の用途及び機能も比較する。すなわち、物品の有する画像表示のための機能以外の機能も考慮して類否判断を行う。

（画像の用途と物品等の用途をいずれも考慮した考え方）

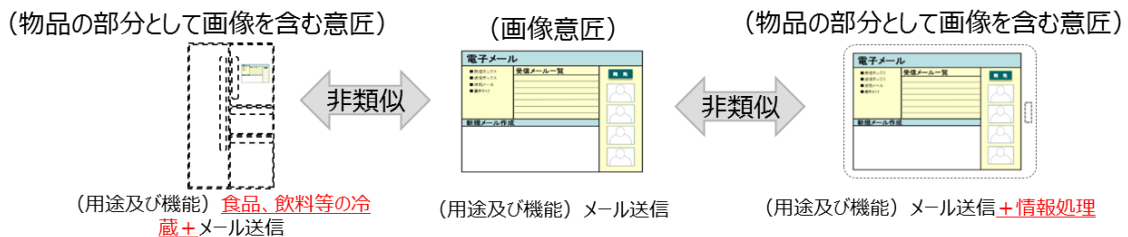
案2：（物品から独立した）画像意匠と物品等の部分意匠として出願した画像とは類似しないものと扱う

（物品等の持つ用途を重視した考え方）

案1と案2を比較すると、案1の場合、画像意匠と比較する際、携帯情報端末機のように、物品に画像を実現するための機能以外の機能がほとんどない物品に表示された画像は類似するものと扱い、一方で、冷蔵庫のように、物品に画像を実現するための機能以外の機能があり、画像の機能、用途と比較した場合に、その共通性よりも違いの方が大きい物品に表示された画像は類似しないものと扱うものであり、案2の場合は、携帯情報端末機のような物品であっても、画像意匠と物品の部分として画像を含む意匠とは類似しないものと扱うものである。



(参考) 案 1 の場合の画像意匠と物品の部分として画像を含む意匠の類否判断



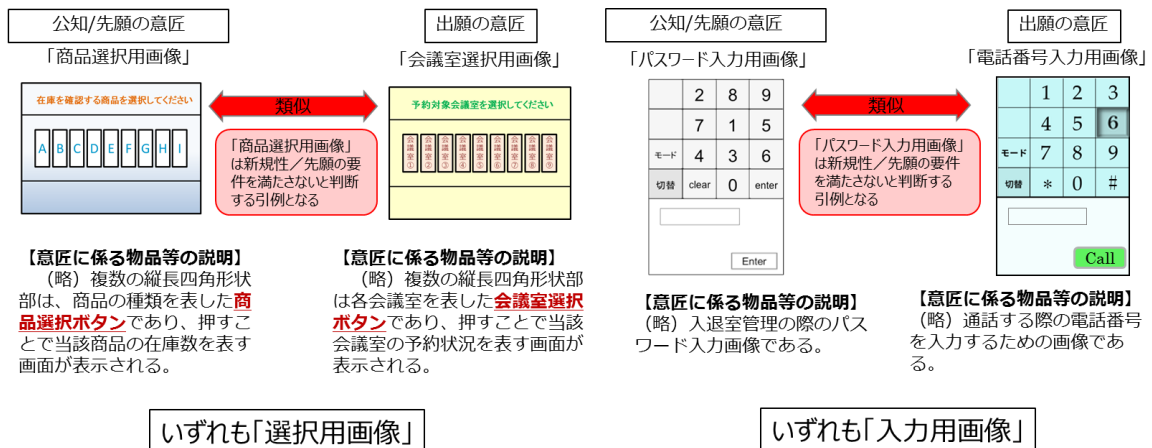
(参考) 案 2 の場合の画像意匠と物品の部分として画像を含む意匠の類否判断

物品の部分意匠として意匠登録を受けようとする画像を含む意匠と、物品から独立した画像の意匠について、一律に非類似とすることは適切でないことから、これらの間における用途及び機能の類似性について、案 1 とすべきではないか。

(2) 画像意匠の類否判断における用途及び機能の判断

現行法において、物品の表示部に表示された画像について類否判断を行う際は、画像の用途及び機能に加え、物品全体の用途及び機能も考慮して対比している。

他方、改正法の下、画像の意匠同士の類否判断を行う際には、物品自体の用途及び機能を考慮する必要がないことから、「選択用画像」、「入力用画像」等で共通する場合は類似することとすべきではないか。



（３）創作非容易性の判断

現行意匠審査基準では、これまで、物品の部分に画像を含む意匠の創作非容易性の判断に資するよう、画像の創作非容易性に関する基準が整備されている。物品から離れた画像についても、創作非容易性の判断は物品の部分に画像を含む意匠と同様と考えられることから、画像意匠の創作非容易性の判断も、現行意匠審査基準における画像の表示内容に関する創作非容易性の判断と同様としてはどうか。なお、創作非容易性の判断の基礎とする資料については、令和元年意匠法改正に基づき、「頒布された刊行物に記載された」もの、及び「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものも含まれる

（４）意匠登録を受けることができない意匠

意匠審査基準では、これまで、物品の意匠における、意匠登録を受けることができない意匠の審査基準が整備されている。画像については物品から離れたものである点を考慮しつつ、物品の審査基準に準じた、画像における意匠登録を受けることができない意匠の審査基準を定めてはどうか。

（了）